

スルファジミジン (SULFADIMIDINE)

	基準 値案	参 考 基 準 国	残 留 基 準	薬 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基 準 値 案	参 考 基 準 国	残 留 基 準	薬 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.1	現行	0.1	サケ目魚類											
豚の腎臓	0.1	現行	0.1	ウナギ目魚類											
羊の腎臓	0.1	現行	0.1	スズキ目魚類											
馬の腎臓	0.1	現行	0.1	上記以外の魚類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	Codex			0.1		0.1	0.1			2												
												十脚目甲殻類											
												上記以外の甲殻類											
												貝類											
												上記以外の魚介類											
牛のその他の内臓等	0.1	海外				0.1	0.1	0.1			5-1												
豚のその他の内臓等	0.05	薬事		0.05		0.1	0.1	0.1			3-1												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.1	海外					0.1	0.1			5-1												
												蜂蜜											
牛の乳	0.025	現行	0.025												
羊の乳	0.025	現行	0.025												
山羊の乳	0.025	現行	0.025												
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.03	海外						0.01			6												
鶏の筋肉	0.1	現行	0.1												
あひるの筋肉	0.1	現行	0.1												
七面鳥の筋肉	0.1	現行	0.1												
上記以外の家禽の筋肉	0.1	Codex			0.1		0.1	0.1			2												
鶏の脂肪	0.1	現行	0.1												
あひるの脂肪	0.1	現行	0.1												
七面鳥の脂肪	0.1	現行	0.1												
上記以外の家禽の脂肪	0.1	Codex			0.1			0.1			2												
鶏の肝臓	0.1	現行	0.1												
あひるの肝臓	0.1	現行	0.1												
七面鳥の肝臓	0.1	現行	0.1												
上記以外の家禽の肝臓	0.1	Codex			0.1		0.1	0.1			2												
鶏の腎臓	0.1	現行	0.1												
あひるの腎臓	0.1	現行	0.1												
七面鳥の腎臓	0.1	現行	0.1												
上記以外の家禽の腎臓	0.1	Codex			0.1		0.1	0.1			2												
鶏のその他の内臓等	0.1	海外				0.1	0.1	0.1			5-1												
上記以外の家禽のその他の内臓等	0.1	海外				0.1	0.2	0.1			5-1												
鶏の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵 (卵黄)																							
上記以外の家禽の卵 (卵黄)																							

注 EUは、サルファ剤 (スルホンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

上記以外の陸棲哺乳類の乳については、羊及び山羊の乳と調整。

スルファジメトキシシ (SULFADIMETHOXINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.05	薬事		0.05							3-1	サケ目魚類	0.1	海外				0.1		0.1			5-1
豚の腎臓	0.1	薬事		0.12							4	ウナギ目魚類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												スズキ目魚類											
												上記以外の魚類	0.1	海外				0.1					5-1
												十脚目甲殻類											
												上記以外の甲殻類											
												貝類											
												上記以外の魚介類											
牛のその他の内臓等	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1												
豚のその他の内臓等	0.1	薬事		0.14							4	上記以外の動物											
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等												蜂蜜											
牛の乳	0.02	薬事		0.02		0.01		0.01			3-1												
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外						0.01			5-1												
鶏の筋肉	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1												
上記以外の家禽の筋肉	0.1	海外				0.1					5-1												
鶏の脂肪	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1												
上記以外の家禽の脂肪	0.1	海外				0.1					5-1												
鶏の肝臓	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1												
上記以外の家禽の肝臓	0.1	海外				0.1					5-1												
鶏の腎臓	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1												
上記以外の家禽の腎臓	0.1	海外				0.1					5-1												
鶏のその他の内臓等	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1												
上記以外の家禽のその他の内臓等	0.1	海外				0.1					5-1												
鶏の卵	1	薬事		1							4												
上記以外の家禽の卵																							
鶏以外の家禽の卵 (卵黄)																							

注 ①Uは、サルファ剤 (スルホンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファセタミド (SULFACETAMIDE)

	基準 値案	参 考 基 準 国	残 留 基 準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参 考 基 準 国	残 留 基 準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	サケ目魚類												
豚の腎臓												ウナギ目魚類												
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	スズキ目魚類												
												上記以外の魚類												
												十脚目甲殻類												
												上記以外の甲殻類												
												貝類												
												上記以外の魚介類												
牛のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の動物												
豚のその他の内臓等																								
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	蜂蜜												
牛の乳	0.01	海外						0.01			5-1													
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外						0.01			5-1													
鶏の筋肉																								
上記以外の家禽の筋肉																								
鶏の脂肪																								
上記以外の家禽の脂肪																								
鶏の肝臓																								
上記以外の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓																								
上記以外の家禽の腎臓																								
鶏のその他の内臓等																								
上記以外の家禽のその他の内臓等																								
鶏の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵 (卵黄)																								
上記以外の家禽の卵 (卵黄)																								

注 ①EUは、サルファ剤 (スルホンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファチアゾール (SULFATHIAZOLE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	サケ目魚類											
豚の腎臓	0.1	海外				0.1		0.1			5-1	ウナギ目魚類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	スズキ目魚類											
												上記以外の魚類											
												十脚目甲殻類											
												上記以外の甲殻類											
												貝類											
												上記以外の魚介類											
牛のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
豚のその他の内臓等	0.1	海外				0.1		0.1			5-1	上記以外の動物											
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
												蜂蜜											
牛の乳	0.09	薬事		0.09				0.01			3-1												
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外						0.01			5-1												
鶏の筋肉	0.1	海外						0.1			5-1												
上記以外の家禽の筋肉	0.1	海外						0.1			5-1												
鶏の脂肪	0.1	海外						0.1			5-1												
上記以外の家禽の脂肪	0.1	海外						0.1			5-1												
鶏の肝臓	0.1	海外						0.1			5-1												
上記以外の家禽の肝臓	0.1	海外						0.1			5-1												
鶏の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1												
上記以外の家禽の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1												
鶏のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
上記以外の家禽のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
鶏の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵 (卵黄)																							
上記以外の家禽の卵 (卵黄)																							

注 ①EUは、サルファ剤 (スルホンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファドキシシ (SULFADOXINE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.1	海外					0.1	0.1			5-1	サケ目魚類											
豚の腎臓	0.1	薬事		0.1			0.1	0.1			3-1	ウナギ目魚類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												スズキ目魚類											
												上記以外の魚類											
												十脚目甲殻類											
												上記以外の甲殻類											
												貝類											
												上記以外の魚介類											
牛のその他の内臓等	0.1	海外					0.1	0.1			5-1												
豚のその他の内臓等	0.02	薬事		0.02			0.1	0.1			3-1	上記以外の動物											
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等												蜂蜜											
牛の乳	0.06	海外					0.1	0.01			5-1												
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外						0.01			5-1												
鶏の筋肉																							
上記以外の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
上記以外の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
上記以外の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
上記以外の家禽の腎臓																							
鶏のその他の内臓等																							
上記以外の家禽のその他の内臓等																							
鶏の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵 (卵黄)																							
上記以外の家禽の卵 (卵黄)																							

注 ①EUは、サルファ剤 (スルホンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファトキサゾール (SULFATROXAZOLE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.1	海外					0.1				5-1	サケ目魚類											
豚の腎臓	0.1	海外					0.1				5-1	ウナギ目魚類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外					0.1				5-1	スズキ目魚類											
												上記以外の魚類											
												十脚目甲殻類											
												上記以外の甲殻類											
												貝類											
												上記以外の魚介類											
牛のその他の内臓等	0.1	海外					0.1				5-1												
豚のその他の内臓等	0.1	海外					0.1				5-1	上記以外の動物											
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.1	海外					0.1				5-1												
												蜂蜜											
牛の乳	0.1	海外					0.1				5-1												
上記以外の陸棲哺乳類の乳																							
牛以外の陸棲哺乳類の乳 (脂肪)																							
鶏の筋肉																							
上記以外の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
上記以外の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
上記以外の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
上記以外の家禽の腎臓																							
鶏のその他の内臓等																							
上記以外の家禽のその他の内臓等																							
鶏の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵 (卵黄)																							
上記以外の家禽の卵 (卵黄)																							

注 ①EUは、サルファ剤 (スルホンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファニトラン (SULFANITRAN)

	基準 値家	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値家	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓												サケ目魚類												
豚の腎臓												ウナギ目魚類												
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												スズキ目魚類												
												上記以外の魚類												
												十脚目甲殻類												
												上記以外の甲殻類												
												貝類												
												上記以外の魚介類												
牛のその他の内臓等												上記以外の動物												
豚のその他の内臓等																								
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等												蜂蜜												
牛の乳																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳																								
牛の乳 (脂肪)																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳 (脂肪)																								
鶏の筋肉	0.1	海外							0.1			5-1												
上記以外の家禽の筋肉	0.1	海外							0.1			5-1												
鶏の脂肪	0.1	海外							0.1			5-1												
上記以外の家禽の脂肪	0.1	海外							0.1			5-1												
鶏の肝臓	0.1	海外							0.1			5-1												
上記以外の家禽の肝臓	0.1	海外							0.1			5-1												
鶏の腎臓	0.1	海外							0.1			5-1												
上記以外の家禽の腎臓	0.1	海外							0.1			5-1												
鶏のその他の内臓等	0.1	海外							0.1			5-1												
上記以外の家禽のその他の内臓等	0.1	海外							0.1			5-1												
鶏の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵 (卵黄)																								
上記以外の家禽の卵 (卵黄)																								

注 ① EUは、サルファ剤 (スルホンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファニルアミド (SULFANILAMIDE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	サケ目魚類												
豚の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	ウナギ目魚類												
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												スズキ目魚類												
												上記以外の魚類												
												十脚目甲殻類												
												上記以外の甲殻類												
												貝類												
												上記以外の魚介類												
牛のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の動物												
豚のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等												蜂蜜												
牛の乳	0.01	海外						0.01			5-1													
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外						0.01			5-1													
鶏の筋肉																								
上記以外の家禽の筋肉																								
鶏の脂肪																								
上記以外の家禽の脂肪																								
鶏の肝臓																								
上記以外の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓																								
上記以外の家禽の腎臓																								
鶏のその他の内臓等																								
上記以外の家禽のその他の内臓等																								
鶏の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵 (卵黄)																								
上記以外の家禽の卵 (卵黄)																								

注) EUは、サルファ剤 (スルフォンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファピリジン (SULFAPYRIDINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	サケ目魚類												
豚の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	ウナギ目魚類												
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												スズキ目魚類												
												上記以外の魚類												
												十脚目甲殻類												
												上記以外の甲殻類												
												貝類												
												上記以外の魚介類												
牛のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の動物												
豚のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等												蜂蜜												
牛の乳	0.01	海外						0.01			5-1													
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外						0.01			5-1													
鶏の筋肉																								
上記以外の家禽の筋肉																								
鶏の脂肪																								
上記以外の家禽の脂肪																								
鶏の肝臓																								
上記以外の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓																								
上記以外の家禽の腎臓																								
鶏のその他の内臓等																								
上記以外の家禽のその他の内臓等																								
鶏の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵 (卵黄)																								
上記以外の家禽の卵 (卵黄)																								

注 ①EUは、サルファ剤 (スルホンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファブロメタジンナトリウム (SULFABROMOMETHAZINE SODIUM)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		
牛の腎臓 豚の腎臓 上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外				0.1					5-1	サケ目魚類 ウナギ目魚類 スズキ目魚類 上記以外の魚類 十脚目甲殻類 上記以外の甲殻類 貝類 上記以外の魚介類													
牛のその他の内臓等 豚のその他の内臓等 上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.1	海外				0.1					5-1	上記以外の動物 蜂蜜													
牛の乳 上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外				0.01					5-1														
牛以外の陸棲哺乳類の乳 (脂肪)																									
鶏の筋肉 上記以外の家禽の筋肉																									
鶏の脂肪 上記以外の家禽の脂肪																									
鶏の肝臓 上記以外の家禽の肝臓																									
鶏の腎臓 上記以外の家禽の腎臓																									
鶏のその他の内臓等 上記以外の家禽のその他の内臓等																									
鶏の卵 上記以外の家禽の卵																									
鶏の卵 (卵黄) 上記以外の家禽の卵 (卵黄)																									

注 ①EUは、サルファ剤 (スルホンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファベンズアミド(SULFABENZAMIDE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	サケ目魚類											
豚の腎臓												ウナギ目魚類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	スズキ目魚類											
												上記以外の魚類											
												十脚目甲殻類											
												上記以外の甲殻類											
												貝類											
												上記以外の魚介類											
牛のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の動物											
豚のその他の内臓等																							
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	蜂蜜											
牛の乳	0.01	海外						0.01			5-1												
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外						0.01			5-1												
鶏の筋肉																							
上記以外の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
上記以外の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
上記以外の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
上記以外の家禽の腎臓																							
鶏のその他の内臓等																							
上記以外の家禽のその他の内臓等																							
鶏の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵(卵黄)																							
上記以外の家禽の卵(卵黄)																							

注 ①EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファメキサゾール (SULFAMETHOXAZOLE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓																							
豚の腎臓	0.02	薬事		0.02							4	サケ目魚類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												ウナギ目魚類											
												スズキ目魚類											
												上記以外の魚類											
												十脚目甲殻類											
												上記以外の甲殻類											
												貝類											
												上記以外の魚介類											
牛のその他の内臓等																							
豚のその他の内臓等	0.02	薬事		0.02							4	上記以外の動物											
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等												蜂蜜											
牛の乳																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳																							
牛の乳(脂肪)																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																							
鶏の筋肉	0.02	薬事		0.02							4												
上記以外の家畜の筋肉																							
鶏の脂肪	0.05	薬事		0.05							4												
上記以外の家畜の脂肪																							
鶏の肝臓	0.02	薬事		0.02							4												
上記以外の家畜の肝臓																							
鶏の腎臓	0.02	薬事		0.02							4												
上記以外の家畜の腎臓																							
鶏のその他の内臓等	0.02										8												
上記以外の家畜のその他の内臓等																							
鶏の卵																							
上記以外の家畜の卵																							
鶏の卵(卵黄)																							
上記以外の家畜の卵(卵黄)																							

注 ①EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファメキシピリダジン (SULFAMETHOXYPYRIDAZINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		
牛の腎臓 豚の腎臓 上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	薬事		0.05							4	サケ目魚類 ウナギ目魚類 スズキ目魚類 上記以外の魚類 十脚目甲殻類 上記以外の甲殻類 貝類 上記以外の魚介類													
牛のその他の内臓等 豚のその他の内臓等 上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.1	薬事		0.1							4	上記以外の動物 蜂蜜													
牛の乳 上記以外の陸棲哺乳類の乳																									
牛の乳(脂肪) 上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																									
鶏の筋肉 上記以外の家禽の筋肉																									
鶏の脂肪 上記以外の家禽の脂肪																									
鶏の肝臓 上記以外の家禽の肝臓																									
鶏の腎臓 上記以外の家禽の腎臓																									
鶏のその他の内臓等 上記以外の家禽のその他の内臓等																									
鶏の卵 上記以外の家禽の卵																									
鶏の卵(卵黄) 上記以外の家禽の卵(卵黄)																									

注 ①EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファメラジン (SULFAMERAZINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	サケ目魚類											
豚の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	ウナギ目魚類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	スズキ目魚類											
												上記以外の魚類											
												十脚目甲殻類											
												上記以外の甲殻類											
												貝類											
												上記以外の魚介類											
牛のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
豚のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の動物											
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
												蜂蜜											
牛の乳																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳																							
牛の乳 (脂肪)																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳 (脂肪)																							
鶏の筋肉																							
上記以外の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
上記以外の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
上記以外の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
上記以外の家禽の腎臓																							
鶏のその他の内臓等																							
上記以外の家禽のその他の内臓等																							
鶏の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵 (卵黄)																							
上記以外の家禽の卵 (卵黄)																							

注) EUは、サルファ剤 (スルホンアミド化合物) についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファモイルダプソン (SULFAMOILDAPSONE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		
牛の腎臓 豚の腎臓 上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	薬事		0.1							4	サケ目魚類 ウナギ目魚類 スズキ目魚類 上記以外の魚類 十脚目甲殻類 上記以外の甲殻類 貝類 上記以外の魚介類													
牛のその他の内臓等 豚のその他の内臓等 上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.3	薬事		0.3							4	上記以外の動物 蜂蜜													
牛の乳 上記以外の陸棲哺乳類の乳																									
牛の乳(脂肪) 上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																									
鶏の筋肉 上記以外の家禽の筋肉																									
鶏の脂肪 上記以外の家禽の脂肪																									
鶏の肝臓 上記以外の家禽の肝臓																									
鶏の腎臓 上記以外の家禽の腎臓																									
鶏のその他の内臓等 上記以外の家禽のその他の内臓等																									
鶏の卵 上記以外の家禽の卵																									
鶏の卵(卵黄) 上記以外の家禽の卵(卵黄)																									

注 ①EUは、スルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、スルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。